

令和元年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

1 暴力行為

定義：「自校の児童生徒が、故意に有形力を加える行為」

＜小学校＞学校の管理下以外 () 内は、発生学校率＝発生学校数÷学校総数×100 (%)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	全国 (R1年度)
文京区 (発生学校率)%	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	2 (10.0)	1,820 (5.4)
東京都 (発生学校率)%	22 (1.2)	53 (1.4)	59 (2.6)	34 (2.0)	

学校の管理下

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	全国 (R1年度)
文京区 (発生学校率)%	20 (20.0)	11 (30.0)	7 (20.0)	10 (20.0)	41,794 (29.4)
東京都 (発生学校率)%	649 (11.8)	707 (13.3)	924 (16.6)	1,006 (17.0)	

＜中学校＞学校の管理下以外

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	全国 (R1年度)
文京区 (発生学校率)%	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	4 (30.0)	1,130 (7.5)
東京都 (発生学校率)%	96 (10.5)	75 (8.5)	56 (7.7)	64 (8.0)	

学校の管理下

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	全国 (R1年度)
文京区 (発生学校率)%	26 (50.0)	22 (80.0)	24 (70.0)	10 (30.0)	27,388 (45.5)
東京都 (発生学校率)%	1,576 (45.0)	1,363 (40.0)	1,537 (42.5)	1,232 (41.7)	

「1 暴力行為」

- 小学校では、遊びの中でルール違反や相手を怒らせる言葉があったことの延長から暴力行為につながるケースや教師の指導に対する反発からの暴力・暴言があった。
- 中学校では、ふざけ合いがエスカレートし、腹を立て、気持ちが収まらずに暴力行為に及ぶケースがあった。

2 いじめ

定義：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

＜小学校＞ 上段：認知件数 下段：認知学校率（％）＝認知学校数÷学校総数×100（％）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	全国（R1年度）
文京区 (認知学校率)％	91 (95.0)	79 (80.0)	126 (85.0)	81 (80.0)	484,545 (88.2)
東京都 (認知学校率)％	13,948 (73.0)	25,837 (82.8)	45,192 (93.4)	57,427 (95.0)	

＜中学校＞

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	全国（R1年度）
文京区 (認知学校率)％	27 (80.0)	24 (80.0)	23 (80.0)	16 (60.0)	106,524 (86.3)
東京都 (認知学校率)％	4,029 (79.9)	5,017 (84.3)	6,482 (92.8)	6,968 (91.5)	

「2 いじめ」

○小学校：81件の内解消56件（69.0％）〔H30度126件の内解消116件（92.0％）〕

○中学校：16件の内解消16件（100.0％）〔H30度23件の内解消18件（78.2％）〕

○いじめの態様：小中共に「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。

○未然防止の取組例

（小学校）

- ・週一回の夕会や月一回の会議等では、スクールカウンセラー等と児童に関する情報を共有し、未然防止や早期発見・早期対応を行っている。
- ・アンケート調査等の結果を校内いじめ対策委員で共有し、学校全体で児童の様子を把握している。
- ・各委員会でいじめ防止キャンペーンとして、いじめ防止に関わる様々な取組を行い、児童一人一人がいじめについて考える機会を設け、いじめ防止に対する意識の向上を図っている。

（中学校）

- ・学校長による個別面談やスクールカウンセラーによる全員（全学年）面談を実施し、生徒一人一人の様子を学校全体で把握している。
- ・教師は日々の様子や日記等から生徒の様子を観察し、気になることや変化に気が付いたときは、声かけや必要に応じて随時、面談等を実施している。
- ・SNS等、大人の目が行き届かないところでのトラブルやいじめについて、保護者との協力体制を強化し、使用方法の指導から早期発見・対応までの共通理解を図っている。

3 長期欠席

定義：令和2年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和元年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数

理由別長期欠席者数

病気	本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
経済的理由	家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。
その他	「病気」、「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者。

<小・中学校> 上段：R1の人数 下段：H30の人数

項目	病 気	経済的理由	不登校		その他	計
				出現率(%)		
小学校	14 (21)	0 (0)	79 (73)	0.89 (0.82)	73 (58)	166 (152)
中学校	23 (14)	0 (0)	107 (107)	5.08 (5.29)	3 (6)	133 (127)

出現率＝不登校者数÷在籍者数×100（％）

「3 長期欠席」

- 近年、本区においては、経済的理由による長期欠席はない。
- その他（保護者の教育の考え方、インターナショナルスクールを含む）が多い。

4 不登校

定義：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者。（病気や経済的な理由は除く。）

＜小学校＞ 上段：人数 下段：出現率

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	全国（R1年度）
文京区 （出現率）%	49 (0.60)	44 (0.52)	73 (0.82)	79 (0.89)	53,350 (0.83)
東京都 （出現率）%	2,944 (0.52)	3,226 (0.56)	4,318 (0.74)	5,217 (0.88)	

＜中学校＞

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	全国（R1年度）
文京区 （出現率）%	81 (4.01)	111 (5.38)	107 (5.29)	107 (5.08)	127,922 (3.94)
東京都 （出現率）%	8,442 (3.60)	8,762 (3.78)	9,870 (4.33)	10,851 (4.76)	

「4 不登校」

○不登校の要因

- ・小学校では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多い。
- ・中学校では「学業の不振」が最も多い。

○不登校対応への取組例

（小学校）

- ・登校する曜日や遅刻・早退する時刻を児童・保護者と相談して決めた。徐々に生活リズムが整い、通常の登校ができるようになった。
- ・保健室、相談室、校長室等を適宜利用しながら児童の居場所をつくった。

（中学校）

- ・管理職、学年担当、養護教諭、スクールカウンセラー等が出席する不登校対策委員会を毎週実施し、組織的な対応を決定するとともに、生活指導部会との連携を強化し、不登校生徒への適応指導の充実を図った。
- ・全教職員の共通理解に基づく不登校対応方針の徹底を図ることで、個々のケースにおける取組の成果を別のケースに生かすことができた。

○教育センターの取組

- ・スクールカウンセラーの区立小学校（週1～2日）、区立中学校（週2日）配置及びスクールカウンセラーによる全員面接（小5・中1）を実施した
- ・スクールソーシャルワーカーを小中学校各1校につき週1日配置することで、学校との連携を強化した不登校児童生徒及び保護者への支援の強化を図った。
- ・「ふれあい教室」においてフリースクールと連携し学習講座及び保護者向け講座を実施した。
- ・不登校対応チームによる学校訪問をとおして、学校と連携した不登校対応支援をした。
- ・「家庭と子供の支援員」の配置による不登校児童生徒への家庭訪問や登校支援を実施した。